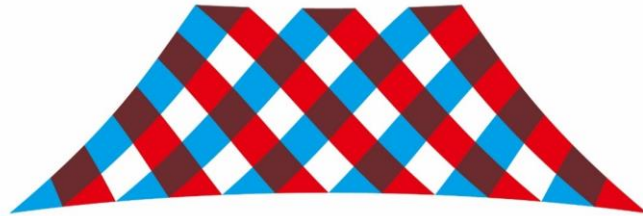


令和4年度

監査のあらまし

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市

鹿児島市監査委員

令和5年12月

目次

1 監査委員制度と監査委員の役割.....	1
2 監査委員が行う主な監査の種類.....	2
3 年間計画、監査の流れ.....	4
4 監査委員会議の実施状況.....	6
5 令和4年度の主な監査結果.....	10
6 外部監査.....	16

1 監査委員制度と監査委員の役割

【監査委員制度】

地方公共団体における監査は、地方自治法(以下、「法」という。)で定められる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

監査委員とは、公正で合理的かつ効果的な市の行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などについて監査等を実施する独任制の機関で、市長が議会の同意を得て選任します。

【鹿児島市の監査委員】

本市の監査委員は4名で、専門的知識を有する識見委員が2名、市民の代表である市議会議員の中から選任される議選委員が2名です。

(令和5年3月31日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
識見委員	内山 薫	令和元年7月7日	常勤・代表監査委員
識見委員	小迫 義仁	令和3年3月28日	非常勤
議選委員	志摩 れい子	令和4年5月20日	非常勤
議選委員	大森 忍	令和4年5月20日	非常勤

【監査事務局】

監査委員に関する事務に従事し、また、監査委員が実施する監査等を補助するため監査事務局が設置されており、本市では事務局長以下13名の体制で事務を行っています。

【監査基準】

鹿児島市監査基準は、法、地方公営企業法(以下、「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)の規定に基づいて、監査委員が行う監査、検査及び審査の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めたものです。

鹿児島市監査基準は、ホームページでご覧になれます。

鹿児島市トップ > ≡メニュー > 市政情報 > 監査 > 監査の概要 > 鹿児島市監査基準

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kansa/kansa/shise/kansa/documents/zenbun.pdf>

2 監査委員が行う主な監査の種類

(1) 定期監査(財務等監査) <法第199条第1項、第2項、第4項>

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。鹿児島市では、課及び課に準ずる組織を2年に1度、公民館、給食センター(中央除く)、保育園、幼稚園、消防分遣隊及び農業委員会支局を4年に1度の周期で監査を行います。

(2) 定期監査(学校監査) <法第199条第1項、第2項、第4項>

市立の小・中学校及び高等学校の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。鹿児島市では、小・中学校は5年に1度、高等学校は3年に1度とし、毎年度約25校について監査を行います。

(3) 定期監査(工事監査) <法第199条第1項、第2項、第4項>

工事等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。市の発注する土木、建築、設備等の請負工事及び市の発注する工事に関する委託業務について、抽出で監査を行います。

(4) 財政援助団体等監査 <法第199条第7項>

市が補助金などの財政的援助を与えている団体、出資団体及び公の施設の指定管理者となっている団体等及びその所管課に対し、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。鹿児島市では、以下の要領による抽出で監査を行います。

ア 補助金等交付団体・・・運営費等に対して、1,000万円以上の補助金等を交付している団体の中から抽出

イ 出資団体・・・・・・・・概ね5年周期で実施

ウ 指定管理者・・・・・・・・10年周期を基本とし、指定管理者制度の新規導入施設及び指定管理者が変更となった場合は5年以内に実施

※補助金等交付団体、出資団体、指定管理者が複数の区分で監査対象となる場合は、一括して5年周期で実施します。

(5) 決算審査 <法第233条第2項、公企法第30条第2項>

市長から審査に付される一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書等について、計数の正確性を検証し、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかを審査し、市長に対して意見書を提出します。

〔審査対象〕

一般会計、特別会計、病院事業会計、交通事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、船舶事業会計

(6) 例月現金出納検査 <法第235条の2第1項>

会計管理者及び企業管理者が行う現金の出納・保管の事務について、関係書類の計数、現金等の保管状況の確認及び書類検査を行います。

〔検査対象〕

一般会計、特別会計、病院事業会計、交通事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、船舶事業会計

(7) 基金運用状況審査 <法第241条第5項>

特定の目的のために定額の資金を運用する基金について、市長から審査に付される基金の運用の状況を示す書類の計数が正確か、運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを審査し、市長に対して意見書を提出します。

〔審査対象〕

土地開発基金、肉用牛導入基金、奨学資金貸付基金、美術品等取得基金、高額療養資金貸付基金

(8) 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第3条第1項、第22条第1項>

市長から審査に付される健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率について、適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査し、市長に対して意見書を提出します。

〔審査対象〕

- ・健全化判断比率⇒一般会計、特別会計、企業会計、基金、退職給与見込額、公債費残高、債務負担行為、設立法人
- ・資金不足比率⇒病院事業会計、交通事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、船舶事業会計、中央卸売市場特別会計、桜島観光施設特別会計

(9) 住民監査請求に基づく監査 <法第242条>

住民監査請求とは、地方公共団体の住民が、市長などの執行機関や職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、監査委員に対して監査を求め、それらの予防、是正等の措置を求める制度です。

形式的要件を満たしているか、請求事実の有無、その事実が違法又は不当であるか否か、措置請求が適当か否かについて、監査を実施し、請求のあった日から60日以内に監査結果を請求人に通知します。

3 年間計画、監査の流れ

以下の計画及び監査の流れに基づき、令和4年度の各種監査等を行いました。

(1) 令和4年度年間計画

実施時期 監査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査 ・財務等監査 ・行政監査 (工事監査)					第1回			第3回			第4回(学校)	
	第1回 (前年12月～本年2月完成分)			第2回 (本年3月～5月完成分)			第3回 (本年6月～8月完成分)			第4回 (本年9月～11月完成分)		
財政援助団体 等監査	財務等監査の時期に併せ実施											
例月現金出納 検査	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
	一般・特別会計等及び6企業会計(病院・交通・水道・工業用水道・公共下水道・船舶)											
決算審査 公営企業会計		病院事業 交通事業 水道事業 工業用水道事業 公共下水道事業 船舶事業										
一般会計 特別会計			一般会計 特別会計(8)									
基金運用 状況審査			定額運用 基金(5)									
健全化判断 比率等審査			健全化判断比率 資金不足 比率									
住民監査請求 監査	随時											

(2) 監査の流れ

《計画》

- ・年間監査等計画⇒実施する監査等の種類・対象・実施時期・体制の決定
- ・監査等実施計画⇒監査の種類ごとに、対象部課等・着眼点・実施手続・日程等の決定

《実施》

- ・監査実施の通知
- ・書類監査、実地監査、概況説明聴取の実施

《報告》

- ・監査委員会議にて、監査結果(指摘事項、指導事項、意見等)等の決定
- ・市長、議長等への監査結果に関する報告の提出

《公表》

- ・監査結果(指摘事項、意見)を市政情報コーナーやホームページなどで公表

《措置状況の公表》

- ・監査結果(指摘事項、意見)に対する措置状況の通知を受け、監査委員会議で決裁
- ・措置状況を市政情報コーナーやホームページなどで公表

監査結果は、以下のように区分されます。

指導事項・・・改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項には至らないと認められるもの

指摘事項・・・法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの

意見……………改善について検討を求めるもの

4 監査委員会議の実施状況

令和4年度監査委員会議の実施状況

開催年月日	主な内容
R4.4.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年2月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度例月現金出納検査の実施について</p> <p>(3)指定金融機関等に対する検査の結果について</p> <p>(4)市税収納事務受託者に対する検査の結果について</p> <p>[報告]</p> <p>(5)令和3年度定期監査(第1回及び第2回財務等監査)の結果に係る検討結果について</p>
R4.5.18	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年3月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和2年度定期監査(第3回財務等監査)の結果に関する措置等について</p> <p>(3)令和3年度定期監査(第3回財務等監査)の結果に関する措置等について</p>
R4.5.23	<p>[その他]</p> <p>(1)代表監査委員の職務代理者の指定について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(第1回工事監査:現場監査)の実施について</p> <p>(3)令和3年度決算審査等の日程について</p> <p>(4)令和4年度例月現金出納検査の実施について</p>
R4.5.26	<p>[議題]</p> <p>(1)令和4年度定期監査(第2回工事監査)の実施について</p> <p>[報告]</p> <p>(2)令和3年度鹿児島市公営企業会計決算の審査について</p> <p>[その他]</p> <p>(3)令和3年度鹿児島市公営企業会計決算審査概況説明聴取及び固定資産等審査の日程について</p> <p>(4)令和3年度鹿児島市公営企業会計決算審査監査委員資料等説明</p>
R4.6.23	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年4月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和3年度定期監査(学校監査)の結果に関する措置等について</p> <p>[その他]</p> <p>(3)令和4年度全国都市監査委員会総会・研修会日程(案)について</p> <p>(4)住民監査請求スケジュール(案)について</p>
R4.6.29	<p>[議題]</p> <p>(1)令和3年度鹿児島市公営企業会計決算審査意見書(案)について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(財務等監査)の実施について</p> <p>(3)令和4年度財政援助団体等監査の実施について</p> <p>(4)令和4年度定期監査(第1回工事監査)の結果に関する報告について</p> <p>[その他]</p>

	(5)令和3年度一般会計・特別会計決算審査概況説明聴取日程について
R4.7.6	<p>[議題]</p> <p>(1)令和3年度鹿児島市公営企業会計決算審査意見の提出について</p> <p>(2)令和4年度包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助させることの協議について</p> <p>(3)令和4年度包括外部監査人の監査の事務を補助する者等について</p> <p>[報告]</p> <p>(4)令和3年度一般会計・特別会計決算関係書類の提出について</p>
R4.7.14	<p>[報告]</p> <p>(1)令和4年度包括外部監査の実施について</p> <p>[その他]</p> <p>(2)令和4年度定期監査(財務等監査)の日程の変更について</p> <p>(3)令和3年度一般会計・特別会計決算の概要について</p> <p>(4)決算概況説明聴取の進め方について</p>
R4.7.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年5月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)平成28年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>(3)平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>[報告]</p> <p>(4)令和3年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の提出について</p> <p>[その他]</p> <p>(5)令和4年度定期監査(第2回工事監査:現場監査)の実施について</p>
R4.8.3	<p>[議題]</p> <p>(1)令和3年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書(案)について</p> <p>(2)令和3年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査意見(案)について</p> <p>[報告]</p> <p>(3)出納取扱金融機関の検査結果について</p> <p>[その他]</p> <p>(4)令和4年度定期監査(第1回財務等監査)及び第1回財政援助団体等監査概況説明聴取日程等について</p>
R4.8.8	<p>[議題]</p> <p>(1)令和3年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見の提出について</p> <p>(2)令和3年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査意見の提出について</p> <p>[報告]</p> <p>(3)指定金融機関等の業務検査結果について</p> <p>[その他]</p> <p>(4)令和4年度財政援助団体等監査の日程変更について</p>
R4.8.24	[議題]

	<p>(1)例月現金出納検査(令和4年6月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(第3回工事監査)の実施について</p> <p>(3)令和3年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査意見の提出について</p>
R4.9.27	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年7月分)の結果に関する報告について</p> <p>[報告]</p> <p>(2)出納取扱金融機関等の検査結果について(水道局)</p> <p>(3)収納取扱金融機関の検査結果について(水道局)</p> <p>(4)出納取扱金融機関の検査結果について(船舶局)</p> <p>[その他]</p> <p>(5)令和4年度定期監査(第2回財務等監査)及び第2回財政援助団体等監査概況説明聴取の日程について</p>
R4.10.5	<p>[議題]</p> <p>(1)令和4年度定期監査(第1回財務等監査)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和4年度定期監査(第2回工事監査)の結果に関する報告について</p>
R4.10.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年8月分)の結果に関する報告について</p> <p>[報告]</p> <p>(2)指定金融機関等の業務検査結果について</p> <p>(3)出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査結果について(交通局)</p> <p>[その他]</p> <p>(4)令和4年度定期監査(第3回工事監査:現場監査)の実施について</p>
R4.11.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年9月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(第2回財務等監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和4年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について</p> <p>(4)令和4年度定期監査(第4回工事監査)の実施について</p> <p>[報告]</p> <p>(5)市税収納事務受託者業務検査の結果について</p> <p>[その他]</p> <p>(6)令和4年度定期監査(第3回財務等監査)及び第3回財政援助団体等監査概況説明聴取の日程について</p>
R4.12.22	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年10月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(第3回工事監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和4年度定期監査(第1回財務等監査)の結果に関する措置等について</p> <p>(4)令和4年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について</p> <p>(5)令和3年度包括外部監査の結果に関する措置等について</p> <p>[報告]</p> <p>(6)収納代理金融機関の業務検査結果について</p>

	<p>[その他]</p> <p>(7)令和4年度定期監査(第4回工事監査:現場監査)の実施について</p> <p>(8)令和4年度定期監査(学校監査)の実施概要について</p>
R5.1.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年11月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度包括外部監査契約の締結について</p> <p>(3)平成28年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>(4)平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>[その他]</p> <p>(5)令和4年度定期監査(学校監査)の実施概要について</p>
R5.2.22	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和4年12月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(第3回財務等監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和4年度第3回財政援助団体等監査の結果に関する報告について</p> <p>(4)令和4年度定期監査(第2回財務等監査)の結果に関する措置等について</p> <p>(5)令和4年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について</p> <p>(6)令和5年度定期監査(第1回工事監査)の実施について</p> <p>(7)議案(鹿児島市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件)に対する意見について</p> <p>[報告]</p> <p>(8)指定金融機関等の業務検査結果について</p>
R5.3.24	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年1月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(学校監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和4年度定期監査(第4回工事監査)の結果に関する報告について</p> <p>(4)令和4年度包括外部監査の結果に関する報告について</p> <p>(5)平成25年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>(6)平成26年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>(7)令和5年度年間監査等計画等について</p>

5 令和4年度の主な監査結果

(1) 主な監査の実施状況

監査の種類		実施状況			指摘に対する 措置状況
		実施	指摘	意見	
定期監査	財務等監査	101部課等	10件	1件	全件措置済
	学校監査	24校	8件	0件	全件措置済
	工事監査	240件	0件	0件	-
財政援助団体等監査	補助金等 交付団体	3団体	1件	1件	全件措置済
	出資団体	3団体	0件	0件	-
	指定管理者	4団体	0件	2件	-

(2) 監査等結果の概要

① 定期監査(財務等監査)

項目別の主な指摘事項等及びその措置状況等は、以下のとおりです。

[1. 収入事務]

(指摘事項)

鹿児島市会計規則第39条によると、現年度の調定に係る歳入金について当該年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったものがあるときは、翌年度の調定額に繰り越さなければならない、また、繰越しをした調定額で翌年度末までに収納済とならないものは、翌年度末において翌々年度の調定額に繰り越すものとされている。

しかしながら、担当課は、都市計画税等の滞納繰越分の調定事務において、令和2年度以前の未収分及び令和3年度の未収分について、令和4年2月末時点での見込額をもって一括して4月1日に調定を行っている。(納税課)



(措置状況)

令和2年度以前分については、令和4年3月31日時点の収入未済額を令和4年度滞納繰越分の調定額とする修正を4月1日付で行った。令和3年度分についても、5月31日時点の収入未済額を反映した調定額に6月1日付で修正した。

また、今後の調定事務を適切に行うため、業務マニュアルの見直しを行った。

[2. 支出事務]

(指摘事項)

建物修繕において、合理的な理由もなく分割発注しており、また、当該案件については実績報告書等が提出されておらず、履行が客観的に確認できなかった。(市立病院総務課)



(措置状況)

分割発注については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項の認識不足であったことが主な原因である。このため昨年12月1日より地方公営企業法施行令や関係法令の順守を徹底したところである。

建物修繕の履行確認については、担当者による現場立会のみとしていた。このため、昨年12月発注分から客観的な履行確認が出来るよう、実績報告書等の提出を求めることとした。なお、適正な事務処理を行うため、12月1日に総務課長から、所属職員全員に口頭指導を行った。

(意見)

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約によることができるのは地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に掲げる要件に該当する場合に限られている。したがって、随意契約をしようとする場合は、個々具体的にどの要件に該当するかを確認する必要がある。上記の指摘事項にあるように、本来は1件の契約を故意に細分化すること等ないように法令に則ることはもとより、少額随意契約に係る手続を定めるなど内部統制の整備及び運用に取り組み、適正な事務処理を図られたい。(市立病院総務課)



(見解)

昨年12月1日付けで、少額随意契約事務取扱要領を制定し、運用を開始したところである。

今後は、地方公営企業法施行令に基づき、具体的にどの要件に該当するかを確認するなど、契約事務の適正な事務処理を図るとともに、複数によるチェック体制を運用してまいりたい。

[3. 物品会計事務]

物品会計事務に関する指摘事項等は、ありませんでした。

[4. 財産管理事務]

(指摘事項)

貸借対照表に固定資産として計上されているパソコンのうち、2台の所在が不明となっている。(市立病院総務課)



(措置状況)

パソコン2台はいずれも看護部事務室等で使用されていたもので、パソコン本体はすでに処分済みであったにも関わらずパソコン使用部署と総務課間の情報共有がなされず、書類上の

手続きがなされていなかったものである。当該固定資産は昨年10月末に除却処分の事務手続きを完了した。

今後は、適正な事務処理を行うため、12月13日付けで総務課を含め、院内各部署へ注意喚起文書を発出した。

[5. その他]

(指摘事項)

鹿兒島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが1件あった。(谷山建設課)



(措置状況)

今回の指摘事項については、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌を作成し所属長の承認を受けなければいけないとの認識が不足していたことが主な原因である。

令和4年8月19日に私有車使用伺簿兼私有車運転日誌を作成し、今後は適正な事務処理を行うよう、課長から所属職員全員に指導を行った。

② 定期監査(学校監査)

主な指摘事項及びその措置状況は、以下のとおりです。

(指摘事項1)

学校施設照明設備使用料条例第3条第2項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、学校体育施設の開放に伴う使用料で前納されていないものがあった。(大龍小学校、広木小学校、中洲小学校、坂元中学校、長田中学校、天保山中学校)



(措置状況)

事務処理に係る説明会を行い改善に向けて指導したほか、4月の校長研修会及び教頭研修会においても直接指導した。

更に、各学校に対する定期的な直接指導を実施するなどの対策を講じていくこととした。

(指摘事項2)

薬品等使用簿の残量と薬品の現有量が、一致しない。(天保山中学校)



(措置状況)

指摘後、薬品の残量を測り直し、令和4年度中に薬品台帳の修正を行った。

(指摘事項3)

教育関係事務必携の「外勤等の手続」によると、勤務地から外勤地までの距離が1km以上で公共交通機関を利用する場合、県内旅行命令簿で処理すべきところを電車やバスによる移動を外勤簿で処理をしており、旅費を支給していない。(草牟田小学校、星峯中学校)



(措置状況)

外勤処理の手続について、認識が不足していたもので、県内旅行命令簿により、旅費の支払いを行った。また、全学校向けの事務職員予算説明会において今回の指摘事例を示し、適正な事務処理の指導を行った。

③ 定期監査(工事監査)

工事監査においては、指摘事項等はありませんでした。なお、監査委員による現場監査を以下のとおり実施しました。

[土木工事]

- ア. 谷山第三地区宅地整地(その1)ほか区両道路築造(その2)工事及び谷山第三地区3号水路整備工事(その2)
- イ. 寺山炭窯跡周辺斜面地復旧工事
- ウ. 上之原配水池場内配管ほか整備工事
- エ. ふれあいスポーツランド園路改修工事(その3)

[建築・設備工事]

- ア. 西伊敷住宅32号棟新築本体工事及び関連する設備工事
- イ. 玉江小学校プール新築本体工事及び関連する設備工事
- ウ. 河頭排水処理場電気計装設備工事
- エ. 鹿児島市中央卸売市場魚類市場周辺施設解体工事(その3)

④ 財政援助団体等監査

主な指摘事項等及びその措置状況等は、以下のとおりです。

(指摘事項)

鹿児島市中小企業振興条例施行規則第8条に対象団体の要件として、「条例第5条から第7条までの規定による助成金の交付を受けようとする団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付は行わない。」とあり、同規則第8条第1号に「市税を滞納しているとき」とあるが、市税の納付状況の確認を行っていない。(産業政策課)



(措置状況)

かごしま市商工会の市税の納付状況について、納付済みであることを、相手方から提出のあった「市税に滞納がないことの証明書」により、令和4年9月8日に確認した。

今後は、交付決定時に納付状況を確認するよう徹底する。

(意見)

かごしま市商工会への令和3年度鹿児島市中小企業振興条例第5条に基づく補助金については、補助対象経費の範囲や交付額の算定方法が不明確である。補助金の交付額の妥当性や透明性の確保の観点から、補助対象経費を明確にし、交付額の算定方法の見直しについて検討されたい。(産業政策課)



(見解)

現在は、団体の事業計画を踏まえ、予算の範囲で交付額を決定しているところであるが、ご意見を踏まえ、かごしま市商工会など鹿児島市中小企業振興助成条例第5条に基づく指導団体への補助金については、同条例施行規則を見直し、補助対象範囲を明確化したうえで予算の範囲内で算定することとする。

⑤ 決算審査(基金運用状況審査を含む)

一般会計・特別会計決算及び公営企業会計決算については、決算書等の関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認めました。また、基金の書類の係数は正確で、確実かつ効率的に運用されていると認めました。

⑥ 例月現金出納検査

一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、毎月の検査日における現金保管も正しく行われていると認めました。

⑦ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認めました。

⑧ 住民監査請求に基づく監査

令和4年度は住民監査請求が2件あり、棄却2件の結果となりました。

ア. 令和4年6月20日提出分の監査結果について

(ア)請求の要旨

令和4年9月完成予定の「電車通りデッキ」の寄付受けの差し止めを求める。

(イ)監査の結果

棄却

(ウ)対応

令和4年8月8日付けで、請求人に結果を通知するとともに、公表しました。

イ. 令和4年7月11日提出分の監査結果について

(ア)請求の要旨

- ・鹿児島市は、照国神社の大鳥居について、道路の占用許可を取らせることなく権原のない占有を容認しており、適切な財産管理を行っていない。これは、憲法、地方財政法及び地方自治法に反する違法な財産管理行為である。
- ・鹿児島市の財産管理を怠る行為により土地の所有権が不法に侵害され、その結果、道路占用料の損害が毎年生じている。

(イ)監査の結果

棄却

(ウ)対応

令和4年9月1日付けで、請求人に結果を通知するとともに、公表しました。

各監査等結果は、ホームページでご覧になれます。

鹿児島市トップ > ≡Qメニュー > 市政情報 > 監査 > 監査結果報告等

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shise/kansa/kekka/index.html>

6 外部監査

外部監査とは、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する外部監査人(公認会計士や弁護士など)が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行います。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

【包括外部監査】

包括外部監査制度は、外部監査人が市の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理のうち、テーマを選定し監査を行う制度で、毎年度行われています。(法第252条の36、37)

<包括外部監査人>

公認会計士 松野下 剛市

<令和4年度監査テーマ>

「一般廃棄物(ごみ及び生活排水)処理についての事業の執行を中心に環境問題に対する取組について」

【個別外部監査】

個別外部監査制度は、市民、議会、市長の請求または要求があった場合に監査委員に代わって、外部監査人が監査を行う制度です。(法第252条の39、40、41)

令和4年度の個別外部監査は、ありませんでした。

包括外部監査結果は、ホームページでご覧になれます。

鹿児島市トップ > ≡Qメニュー > 市政情報 > 監査 > 外部監査

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kansa/kansa/shise/kansa/gaibu.html>

《お問い合わせ》

鹿児島市監査事務局

〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 西別館2階

電話番号：099-216-1463

ファクス：099-216-1464